

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇〇 様
(販売先)事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量： 1 t車以上 2 t車以上 4 t車以上
 10 t車以上 20 t車以上
- 輸送距離： 10 km以下 20 km以下 30 km以下
 40 km以下 50 km以下 100 km以下
 150 km以下 200 km以下 300 km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10 km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250 km以下、 350 km以下など）や10 km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕」

0km」) が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

(注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。